

## 令和5年度つくば市低炭素ガイドラインに基づく戸建住宅認定及び奨励金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく「つくばSMILeハウス」の認定（以下「認定」という。）及び予算の範囲内で奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この認定は、市内における低炭素住宅の普及促進に寄与することを目的として実施する。

### (定義)

第3条 この要項で使用する用語は、ガイドラインで使用する用語の例による。

### (認定の基準)

第4条 戸建住宅認定基準（以下「認定基準」という。）は、ガイドラインによるものとする。

### (認定の申請)

第5条 認定を受けようとする者は、つくばSMILeハウス認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げるレベルの区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

#### (1) レベル1

ア BELS 評価書の写し

イ つくば環境スタイルサポーターズ会員証の写し又はつくば環境スタイルサポーターズ入会申込書

#### (2) レベル2

ア BELS 評価書の写し

イ つくば環境スタイルサポーターズ会員証の写し又はつくば環境スタイルサポ

ーターズ入会申込書

ウ ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の型番及び製造番号を確認できる保証書等の写し

(3) レベル 3

ア BELS 評価書の写し

イ つくば環境スタイルサポーターズ会員証の写し又はつくば環境スタイルサポーターズ入会申込書

ウ ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の型番及び製造番号を確認できる保証書等の写し

エ 電気自動車充電設備又は V2H システムを購入したことがわかる写真及び保証書等の写し (選択項目で選択した場合に限る。)

オ ライフサイクルカーボンマイナス (LCCM) 住宅、CASBEE 戸建又は長期優良住宅の認定証の写し (選択項目で選択した場合に限る。)

カ 主要構造部等に使用する全ての製材及び集成材に茨城県の県産木材を使用したことがわかる設計図書の写し (選択項目で選択した場合に限る。)

第 6 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、認定することを決定したときはつくば SMILe ハウス認定証 (様式第 2 号) により、認定しないことを決定したときはつくば SMILe ハウス不認定通知書 (様式第 3 号) により、申請者に通知するものとする。

(認定証の活用)

第 7 条 認定を受けた者 (以下「認定者」という。) は、認定を受けた住宅 (以下「認定住宅」という。) について、当該住宅が市の推奨する低炭素住宅であることを PR することができる。

(申請内容の変更)

第 8 条 認定者は、レベル基準に係わる変更があったときは、交付済み認定証と変更がわかる確認書類を添えて、つくば SMILe ハウス認定に係る変更申請書 (様式

第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更申請があったときは、その内容を確認し、つくば SMILe ハウス認定変更決定通知書(様式第5号)により、変更申請者に通知するものとする。

(認定住宅のエネルギーデータ報告)

第9条 レベル3の認定者は、居住開始から3年間、エネルギーデータを市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定者から戸建住宅認定の取消しの申し入れがあった場合。
- (2) 虚偽の申請その他戸建住宅認定を取り消すべき事由が生じた場合。

(奨励金の額)

第11条 奨励金の額は、100,000円とする。

(奨励金の対象となる認定住宅)

第12条 奨励金の対象となる認定住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) つくば SMILe ハウスレベル3であること。
- (2) BELS 評価取得日から1年以内であること (BELS 評価取得済みの住宅を購入する場合にあっては、売買契約の締結日から1年以内であること)。
- (3) 過去に奨励金又はつくば市低炭素ガイドラインに基づく認定補助金の対象となっていないこと。

(奨励金の交付対象者)

第13条 奨励金の交付の対象者は、奨励金の交付申請時に当該認定住宅において、居住し、かつ、つくば市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者とする。

(奨励金の交付申請)

第14条 奨励金を受けようとする者は、つくばSMILeハウス認定奨励金交付申請兼請求書(様式第6号)に住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、住民票の写しにあつては、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、添付を省略させることができる。

(奨励金の交付決定等)

第15条 市長は前条の規定による申請があつたときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、つくばSMILeハウス認定奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の交付の条件)

第16条 市長は奨励金の交付の決定をしたときは、奨励金の交付の決定を受けた者に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (2) 奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じること。
- (3) 市長が奨励金について報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(奨励金の交付)

第17条 市長は前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

附則

この要項は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。